

業 務 委 託 設 計 書

年 度	令和2年度	技術管理者	課 長	係 長	係 長	精算者	設計者	配 水 及 び 給 水 費		
委 託 番 号	第 号							設 計 年 月 日	令 和 2 年	月 日
着 工 番 号	第 号							精 算 年 月 日	令 和 2 年	月 日
委 託 理 由										
委 託 箇 所	明石市市内一円					施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 委 託			
							契 約 の 翌 日 より 日 間			
業 務 名 称	漏水調査業務委託					支 払 い 方 法	前払金	無し		
							部分払	無し		
業 務 概 要	漏水調査業務					1.0式				
当初設計金額		消費税相当額		当初請負金額		消費税相当額				
変更設計金額		消費税相当額		変更請負金額		消費税相当額				
増 減		増 減		増 減		増 減				

(第 2 号)

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	名 称	形 質	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	直接業務費						直接業務費内訳書
	安全費		1.0	式			
業務原価	計		1.0	式			
	諸経費		1.0	式			
業務等価格	計		1.0	式			
	消費税等相当額		1.0	式			
業務委託費	総 計						

(第 3 号)

直接業務費内訳書

工 種	名 称	形 質	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
漏水調査業務							
	作業計画作成		297	km			第 1 号 単価表
	現場下見調査		297	km			第 2 号 単価表
	戸別音聴調査		38,570	戸			第 3 号 単価表
	戸別音聴調査 (データ処理解析)		3,857	戸			第 4 号 単価表
	路面音聴調査		297	km			第 5 号 単価表
	漏水確認調査		297	km			第 6 号 単価表
	監視型漏水調査 (機器設置)		200	箇所			第 7 号 単価表
	監視型漏水調査 (データ処理解析)		200	箇所			第 8 号 単価表
	監視型漏水調査 (機器撤去)		200	箇所			第 9 号 単価表
	報告書作成		297	km			第 10 号 単価表
臨時漏水調査業務	臨時漏水調査		15	回			第 11 号 単価表
	計						

第1号

単価表

作業計画作成

1. 0km当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査技師			人			
調査助手			人			
1日当り 計						標準作業量 km/日
1. 0km当り						

第2号

単価表

現場下見調査

1. 0km当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
ライトバン損料	1,500cc		日			
ライトバン損料	1,500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						標準作業量 km/日
1. 0km当り						

第3号 単価表

戸別音聴調査 (50戸/km² ≤ 給水密度 < 150戸/km²)

1.0戸当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
給水管音圧測定器損料			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						標準作業量 戸/日
1.0戸当たり						

第4号 単価表

戸別音聴調査(データ処理解析)

1.0戸当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
給水管音圧測定器損料			日			
パーソナルコンピューター損料			日			
1日当り 計						標準作業量 戸/日
1.0戸当たり						

第5号 単価表

路面音聴調査(夜間)

1. 0km当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
調査助手(割増分)			人			夜間割増分
漏水探知器損料			日			2台
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						標準作業量 km/日
1. 0km当り						

第6号 単価表

漏水確認調査 (50戸/km² ≤ 給水密度 < 150戸/km²)

1. 0km当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
相関式漏水探知装置損料			日			
発電機損料	1kVA 2.0PS		日			
ガソリン	発電機		ℓ			
電気ハンマードリル損料	1.1kw		日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン	ライトバン		ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						標準作業量 km/日
1. 0km当り						

第7号 単価表

監視型漏水調査(機器設置)

1.0基当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器損料(ロガー)			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						標準作業量 基/日
1.0基当たり						

第8号 単価表

監視型漏水調査(データ処理解析)

1.0基当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器損料(分析器)			日			
パーソナルコンピューター損料			日			
1日当り 計						標準作業量 基/日
1基当たり						

第9号 単価表

監視型漏水調査(機器撤去)

1.0基当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
調査補助員			人			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
1日当り 計						標準作業量 基/日
1.0基当たり						

第10号 単価表

報告書作成

1. 0km当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査技師			人			
調査助手			人			
1日当り 計						標準作業量 km/日
1. 0km当り						

第11号 単価表

臨時漏水調査

0.5日当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査助手			人			
相関式漏水探知装置損料			日			
発電機損料			日			
ガソリン			ℓ			
電気ハンマードリル損料			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン	ライトバン		ℓ			
諸雑費		1.0	式			
1日当り 計						
1回(0.5日)当り						

漏 水 調 査 業 務 委 託 仕 様 書

2020年（令和2年）

明 石 市 水 道 局

漏水調査業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、令和2年度 漏水調査業務委託に適用する。

第2条 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 指示：委託者側の発議により、明石市水道局監督員（以下「監督員」という。）が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針基準又は計画などを示し実施させることをいう。
- 2) 承諾：受託者側の発議により、受託者が監督員に報告し委託者が同意することをいう。
- 3) 協議：委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 受託者の義務

- 1) 受託者は、契約の履行に当たっては、漏水調査業務の意図及び目的を十分に、理解した上で漏水調査業務の諸要素を満足するよう最高の技術を発揮するようにしなければならない。
- 2) 受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、忠実に誠意をもって漏水調査業務を行うこと。
- 3) 受託者の責により生じた全ての損害賠償及び補償は監督員の指示に従い、全て受託者の費用で処理し、経過を遅滞なく報告すること。
- 4) 受託者は、この契約による業務を実施するための個人情報取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第4条 調査範囲

本調査は、明石市内に埋設されている明石市水道本管（配水管・送水管）と給水管路全般について、漏水の有無の確認調査を実施するものである。

第5条 配置業務責任者

- 1) 受託者は、漏水調査業務における配置業務責任者を定め所定の様式により委託者に届け出るものとする。
- 2) 配置業務責任者は、契約図書等に基づき、業務上の管理に関わる一切の事項を処理するものとし、必要な能力と実務経験を有する技術者とする。また、常に連絡、

現場対応ができるようにしておくこと。

- 3) 配置業務責任者は水道管路に関する知識に精通し、管路施設管理技士2級以上の資格を有する者とする。
- 4) 配置業務責任者は調査技師と兼ねることができる。

第6条 調査技術者

受託者は、漏水調査業務に従事する技術者を定め、委託者に届け出ること。

- 1) 調査技師
漏水調査業務及び漏水防止対策に関する知識に精通し、業務の総括・計画・立案・指導を行う能力と実務経験を7年以上有する管路施設管理技士2級以上の技術者
- 2) 調査助手
漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する管路施設管理技士3級以上の技術者
- 3) 調査補助員
漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師または調査助手の指示に従って作業を行う能力を有する技術者

第7条 身分証明書等

- 1) 受託者は、漏水調査業務実施の前に業務に従事させる者の身分証明書の発行願い及び腕章の貸与願いを委託者に提出して、交付を受けなければならない。
- 2) 身分証明書はカラー顔写真付とし、業務時には常に見やすいところに提示すること。

第8条 現場管理

- 1) 受託者は、漏水調査業務実施前に所轄の警察署及び派出所に事前説明（目的・期間・調査区域・方法等）を行い、道路使用許可申請を行うこと。
また、地元自治会戸別調査家屋などには、必要があれば広報紙（漏水調査のお知らせ）を作成し配布すること。
- 2) 受託者は、調査のため屋内に立ち入る場合、その目的を家主、居住者等に丁寧に説明し、理解と協力を得なければならない。
- 3) 受託者は、漏水調査業務に従事するときは、服装を統一し、身分証明書・腕章及び安全チョッキ等を身に付けること。
- 4) 受託者は、調査のために地上・地下の既設構造物を破損しないよう適切な措置を講ずること。
- 5) 漏水調査業務に使用する計測器等は常に点検整備を行い、調査精度の保持を行うこと。また、着手時に製造元もしくは正規代理店が発行する1年以内の点検証明書の写しを提出すること。

6) 漏水調査業務は、1班2名以上で2～3班作業に従事できるものとする。

第9条 提出書類

- 1) 漏水調査業務により、漏水箇所が発見された場合は、本市監督員の指示どおり、水色ペンキ等で路面明示するとともに、オフセット測量を行い、その後の確認作業により明らかに漏水と判断したものを、指定の「公道漏水等発見報告書及び修繕委託発注書」に記載して報告しなければならない。
- 2) 受託者は、工期内に漏水調査業務及び調査データの分析並びに解析を行い、報告書を作成して提出し、本市の完了検査を受けるものとする。
なお、検査合格をもって委託の完了と認める。

第10条 緊急漏水等

漏水調査業務中、緊急を要する漏水が発見された場合や各種鉄蓋の異常を発見した場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を得なければならない。

第11条 現地立会

調査確認作業において他の地下埋設物件の事前調査等の必要が生じた場合は、受託者は当該管轄管理者に連絡し、現地立会いのうえ確認すること。

第12条 承諾書類

受託者は下記の書類を委託者に提出し、承諾を得ること。

- 1) 契約締結後10日以内に提出するもの
ただし提出期限は、明石市水道局業務委託契約約款を優先する。
 - i) 配置業務責任者届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ii) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - iii) 内訳明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - iv) 工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - v) 作業基本計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - vi) 緊急時連絡網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - vii) 従事者簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - viii) 各種資格の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ix) 機材点検証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 2) 調査業務期間中に随時提出するもの
 - i) 業務日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ii) 漏水調査位置図 当日の調査予定箇所一覧・・1部
 - iii) 業務週間工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - iv) 公道漏水等発見報告書（修繕委託発注書）・・・・1部
 - v) 漏水発見箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・データ

- 3) 業務完了時に提出するもの
 - i) 漏水調査業務委託報告書・・・・・・・・・・ 2部
 - ii) 業務完了届・・・・・・・・・・ 1部
- 4) その他本市が必要と認める書類・・・・・・・・ 1式

第13条 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

調査員については新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、以下の点を徹底すること。

- 1) 毎朝の検温、こまめな手洗い、手指消毒、その他体調管理（監督員への報告）
- 2) 調査時は以下の対応を徹底すること。
 - i) マスクの着用
 - ii) インターホン越しでの会話

※インターホン越しでの会話ができる環境にない場合は、お客様との距離を2m（最低1m）空け、真正面を避けて会話すること。

第2章 業務委託概要

第14条 本業務委託の概要は、下記のとおりとする。

- 1) 漏水調査
調査箇所 本市が指定した給・配水区域
(別表1：令和2年度 漏水調査延長表、別紙1：漏水調査参考位置図を参照)
- 2) 臨時漏水調査
 - 1) 以外の区域において、漏水調査の必要が生じた場合は、本市監督員の指示により漏水調査を実施すること。

第15条 本年度予定している調査範囲

- 1) 送・給・配水管総延長は297km前後、戸別音聴調査は38,570戸前後とする。
- 2) 監視型調査機器の設置は、200箇所
- 3) 前条における「臨時漏水調査」の作業回数は、半日間×15回を見込んでいます。

第16条 本業務委託期間は、令和3年3月25日までとする。

第17条 受託者は、本業務実施前に戸番図（配管図）及び調査箇所の住宅地図の貸与願いを委託者に提出して、貸与を受けること。

また、業務完了後は速やかに委託者に返却すること。

第3章 調査要領

(1) 作業計画

設計書等により、作業基本計画書を作成し、配置業務責任者を中心とした事前ミーティングを行い、現場作業の円滑化を図り、毎日の作業結果を集計・検討し工程管理を行うものとする。また、委託者より貸与された過去の漏水調査結果一覧表を基に、漏水多発地区を抽出し承諾を得ること。

業務事項は、

- ① 調査班編成の検討と準備
- ② 作業工程表の作成
- ③ 調査地域の作業工区割
- ④ 使用器材の選定及び保守点検等
- ⑤ 警察、消防署等への提出書類の確認及び作成
- ⑥ 地元自治会・戸別調査家屋への広報紙の作成・配布
- ⑦ 漏水多発地区の抽出

(2) 現場下見調査

監督員と打合せた後に、調査地域の配管状態について現地との照合調査を実施する。

調査事項は、

- ① 施設状況の調査把握
- ② 配水管の埋設位置の確認
- ③ 弁栓類の位置や機能の点検確認
- ④ 横断管、残存管等の確認
- ⑤ 住宅・ビル等の住居状況、給水密度、交通量、地形等提出書類の確認及び作成
- ⑥ 水道管以外の地下埋設物（電気・ガス・電話・下水等）の埋設状況の確認
- ⑦ 必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の探知作業等である。

(3) 監視型漏水調査

公道下における漏水発見を目的とした調査であり、主として配水管・給水管（第1止水栓）等で発生している漏水を捕捉する作業である。主に金属管を対象とする。

設置は基本的に全台同時とし、監督員と協議の上で設置する時期を決定する。

- ① 弁栓類の内部状況を確認し、管路診断装置（ログ）設置の障害となる堆積物等を除去し、スピンドル上部の清掃を行う。
- ② 昼間に管路診断装置（ログ）を公道上の仕切弁、消火栓等に設置し、音圧・周波数を測定する。測定は、タイマー設定により夜間測定（2時～4時）とする。
- ③ 管路診断装置（通信装置）によりデータを収集し、収集したデータはパソコンにより解析を行う。

- ④ 本調査で使用する機器については、本市と同等以上（住民基本台帳人口30万人）の水道事業所での実績を有すること及び性能・検出原理について監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 監視型漏水調査で収集した音圧・周波数の解析を行う。異常音を検出した管路については、図面上にオフセットを行い、路面音聴調査の対象路線とする。
- ⑥ 解析したデータはパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後にトレンドグラフ等を印刷して報告書に添付するものとする。

（４）戸別音聴調査

給水装置類における漏水発見を目的とした作業であり、表面漏水（水道メータ止水栓・バルブ等の漏水）の発見とともに不明漏水を漏水音の聴音により、漏水有無確認の作業を実施する。

また、作業計画で抽出した漏水多発地区（本調査給水戸数の10%程度）の給水管音圧測定調査も同時に行うこと。

- ① 綿密な調査により音聴漏れのないように十分注意を払いながら作業を行うこと。
- ② 宅内の立入りには、住民の協力を丁寧にお願ひし、トラブルを避けること。
- ③ 音聴棒により聴音作業を実施し、発見した漏水は漏水箇所として報告すること。
- ④ メータ盤面に給水管音圧測定器を設置し、音圧値を計測すること。
- ⑤ 測定したデータ（測定日時、音圧値等）はパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後に印刷し、報告書に添付するものとする。
- ⑥ 本調査で使用する機器については、本市と同等以上（住民基本台帳人口30万人）の水道事業所での実績を有すること及び性能・検出原理について監督員の承諾を得ること。

（５）弁栓音聴調査

配水施設類における漏水発見を目的とした作業であり、表面漏水（バルブ・消火栓等の漏水）を発見と共に、不明漏水を漏水音の聴音により、漏水有無確認の作業を実施する。

- ① 綿密な調査により音聴漏れの内容に十分注意を払いながら作業を行うこと。
- ② 音聴棒により聴音作業を実施し、発見した漏水は漏水箇所として報告すること。

（６）路面音聴調査

路上探知により路面より伝播してきた漏水音を発見する作業であり、主として公道下の配水管・給水管（第1止水栓）等で発生している漏水の発見作業を行うもので、騒音や使用水、交通等の影響を受けにくい夜間に調査を実施する。

主な対象は非金属管路、音圧・周波数測定調査の異常音検出管路とする。

- ① 漏水探知機を使用して、埋設管路線上を0.5～1.5m間隔で歩行し聴音調査を行う。

② 探知した不明漏水はオフセット測量を行い、漏水確認調査の対象とする。

(7) 水道施設鉄蓋等確認

消火栓・空気弁・仕切弁・排泥弁・量水器等の鉄蓋について、容易に開閉できるか、また不具合（飛出し・沈下・破損・異音等）がないかを確認し、異常がある場合は撮影記録を行い監督員に速やかに報告すること。また、上記鉄蓋を含めて止水栓や量水器BOX等の道路上にある各種水道施設鉄蓋についても不具合（飛出し・沈下・破損・異音等）で通行の安全などに危惧があると思われるものを発見した場合も撮影記録を行い速やかに監督員に報告すること。（報告には地図及び写真を添付すること。）

(8) 漏水確認調査

探知した漏水音・異常音の位置を再度調査し、漏水の有無を判別する作業で漏水中心点の割り出し作業を実施する。

- ① ハンマードリル・ボーリングバーを用いて路面に20mm程度の穴を開けて音聴棒を差し込み、漏水の有無及び中心点を割り出す。
- ② 路上調査が困難な場合は、相関調査等を行い、漏水の流出箇所の調査として下水等のマンホールも調査確認する。同時に残留塩素の反応調査等も行う。
- ③ 漏水位置の確認後、路面にペイントを行い、漏水箇所を報告する。

(9) パソコン解析

管路診断調査の収集データの解析を行う。

- ① 異常音を検出した管路については、図面上にオフセットを行い、路面音聴調査の対象路線とする。
- ② 解析したデータはパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後に印刷して報告書に添付するものとする。

(10) 報告書作成

調査により得られた各種データ（漏水原因、管種別漏水件数、漏水復元状況、漏水部位分類、各種撮影画像、パソコン解析データ等）を整理・分析し報告書を作成する。
なお、報告書は2部作成する。報告書をCD等に記録したものは1組提出する。

以上

別表 1 令和 2 年度漏水調査延長表

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
101	松が丘 1 丁目					
102	松が丘 2 丁目					
103	松が丘 3 丁目					
104	松が丘 4 丁目					
105	松が丘 5 丁目					
106	松が丘北町					
122	大蔵谷奥					
123	東山町					
124	朝霧北町					
125	朝霧台					
126	朝霧山手町					
127	朝霧南町 1 丁目					
128	朝霧南町 2 丁目					
129	朝霧南町 3 丁目					
130	朝霧南町 4 丁目					
131	朝霧東町 1 丁目					
132	朝霧東町 2 丁目					
133	朝霧東町 3 丁目					
136	朝霧町 1 丁目					
137	朝霧町 2 丁目					
138	朝霧町 3 丁目					
144	北朝霧丘 1 丁目					
145	北朝霧丘 2 丁目					
146	東朝霧丘					
147	中朝霧丘					
148	西朝霧丘					
149	荷山町					
152	東野町					
155	太寺大野町					
156	太寺天王町					
157	太寺 1 丁目					
158	太寺 2 丁目					
159	太寺 3 丁目					
160	太寺 4 丁目					
167	東人丸町					
168	人丸町					
169	山下町					
170	上ノ丸 1 丁目					
171	上ノ丸 2 丁目					
172	上ノ丸 3 丁目					
173	明石公園					
174	鷹匠町					
175	茶園場町					

別表 1 令和 2 年度漏水調査延長表

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
201	大蔵八幡町					
202	大蔵町					
203	大蔵中町					
204	大蔵本町					
205	大蔵天神町					
206	天文町 1 丁目					
207	天文町 2 丁目					
208	相生町 1 丁目					
209	相生町 2 丁目					
210	中崎 1 丁目					
211	中崎 2 丁目					
212	鍛冶屋町					
213	桜町					
214	東仲ノ町					
215	大明石町 1 丁目					
216	大明石町 2 丁目					
217	本町 1 丁目					
218	本町 2 丁目					
219	材木町					
220	樽屋町					
221	日富美町					
222	大観町					
223	港町					
224	岬町					
231	大蔵海岸通 1 丁目					
232	大蔵海岸通 2 丁目					
940	神戸市西区伊川谷潤和 (明石市水道管のみ)					
960	神戸市西区伊川谷有瀬 (明石市水道管のみ)					
970	神戸市西区玉津 (明石市水道管のみ)					
301	西新町 1 丁目					
302	西新町 2 丁目					
303	西新町 3 丁目					
304	北王子町					
305	王子 1 丁目					
306	王子 2 丁目					
307	南王子町					
308	大道町 1 丁目					
309	大道町 2 丁目					
310	硯町 1 丁目					
311	硯町 2 丁目					
312	硯町 3 丁目					
313	田町 1 丁目					
314	田町 2 丁目					

別表1 令和2年度漏水調査延長表

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
315	新明町					
316	船上町					
332	林崎町1丁目					
342	林1丁目					
343	林2丁目					
317	和坂稲荷町					
318	宮の上					
319	立石1丁目					
320	立石2丁目					
321	貴崎1丁目					
322	貴崎2丁目					
323	貴崎3丁目					
324	貴崎4丁目					
325	貴崎5丁目					
331	南貴崎町					
333	林崎町2丁目					
334	林崎町3丁目					
344	林3丁目					
345	松江					
401	和坂1丁目					
402	和坂2丁目					
403	和坂3丁目					
406	西明石町1丁目					
407	西明石町2丁目					
408	西明石町3丁目					
409	西明石町4丁目					
410	西明石町5丁目					
411	川崎町					
412	西明石南町1丁目					
413	西明石南町2丁目					
414	西明石南町3丁目					
415	和坂					
418	花園町					
419	松の内1丁目					
420	松の内2丁目					
421	野々上1丁目					
422	野々上2丁目					
423	野々上3丁目					
424	小久保1丁目					
425	小久保2丁目					
426	小久保3丁目					
427	小久保4丁目					
428	小久保5丁目					
432	小久保6丁目					

別表1 令和2年度漏水調査延長表

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
429	西明石北町1丁目					
430	西明石北町2丁目					
431	西明石北町3丁目					
440	西明石東町					
449	旭が丘					
467	別所町					
468	東藤江1丁目					
469	東藤江2丁目					
473	藤が丘1丁目					
474	藤が丘2丁目					
480	藤江					
439	鳥羽					
450	明南町1丁目					
451	明南町2丁目					
452	明南町3丁目					
453	沢野1丁目					
454	沢野2丁目					
458	小久保					
462	西明石西町1丁目					
463	西明石西町2丁目					
510	大久保町松陰新田					
520	大久保町森田					
530	大久保町松陰					
531	大久保町松陰山手					
540	大久保町大久保町					
541	大久保駅前1丁目					
542	大久保駅前2丁目					
600	大久保町谷八木	0	18,227.0	272.1	18,499.1	2,423
650	大久保町わかば					
550	大久保町大窪	2,083.1	49,974.2	2,262.7	54,320.0	6,888
570	大久保町山手台1丁目					
571	大久保町山手台2丁目					
572	大久保町山手台3丁目					
573	大久保町山手台4丁目					
580	大久保町高丘1丁目					
581	大久保町高丘2丁目					
582	大久保町高丘3丁目					
583	大久保町高丘4丁目					
584	大久保町高丘5丁目					
585	大久保町高丘6丁目					
586	大久保町高丘7丁目					
590	大久保町西脇					
591	大久保町緑が丘					

別表1 令和2年度漏水調査延長表

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
592	大久保町茜1丁目					
593	大久保町茜2丁目					
594	大久保町茜3丁目					
610	大久保町八木	0	14,045.3	189.5	14,234.8	1,499
620	大久保町福田					
621	大久保町福田1丁目					
622	大久保町福田2丁目					
623	大久保町福田3丁目					
630	大久保町江井島	0	18,663.5	157.7	18,821.2	2,572
640	大久保町西島	0	17,756.2	1,048.2	18,804.4	3,133
651	大久保町ゆりのき通り1丁目					
652	大久保町ゆりのき通り2丁目					
653	大久保町ゆりのき通り3丁目					
920	神戸市西区岩岡町西脇 (明石市水道管布設箇所のみ)	466.2	63.0	25.0	554.2	23
710	魚住町金ヶ崎	907.9	17,284.6	1,383.6	19,576.1	1,883
720	魚住町長坂寺					
730	魚住町錦が丘1丁目					
731	魚住町錦が丘2丁目					
732	魚住町錦が丘3丁目					
733	魚住町錦が丘4丁目					
737	魚住町鴨池					
740	魚住町清水	1,883.7	37,603.2	2,588.9	42,075.8	5,641
750	魚住町中尾					
755	魚住町住吉1丁目					
756	魚住町住吉2丁目					
757	魚住町住吉3丁目					
758	魚住町住吉4丁目					
760	魚住町西岡	161.5	31,314.1	1,157.7	32,633.3	4,815
810	二見町福里	0	9,828.7	1,225.5	11,054.2	1,635
820	二見町東二見	0	32,869.0	922.4	33,791.4	4,524
830	二見町西二見	0	31,684.6	639.2	32,323.8	3,529
831	二見町西二見駅前1丁目					
832	二見町西二見駅前2丁目					
833	二見町西二見駅前3丁目					
834	二見町西二見駅前4丁目					
840	二見町南二見					
910	加古川市(明石市水道管のみ)					
930	播磨町(明石市水道管のみ)					
	合計	5,502	279,313	11,873	296,688	38,565

